

令和5年度（2023年度）

熊本県森林審議会議事録

開催日：令和5年（2023年）11月28日（火）

開催場所：熊本県庁本館5階 審議会室

【開会】 14 : 30

<森林整備課審議員>

ただ今から、令和5年度熊本県森林審議会を開催させていただきます。

- ・ 席順確認（五十音順）
- ・ 会議公開の説明

ここで、委員の皆様を御紹介させていただきます。

- ・ 委員紹介（池田委員以下五十音順）
- 出席委員（8名）

池田委員、井上委員、木下委員、坂本委員、高見委員、野中委員、三原委員、森本委員

委員の皆様、よろしくお願ひいたします。

なお、副島委員、塔村委員は、所用により本日は欠席でございます。

それでは、審議会開催に先立ちまして、千田農林水産部長が御挨拶を申し上げます。

（千田農林水産部長挨拶）

<森林整備課審議員>

それでは、まず、本審議会の定足数について、申し上げます。

本日は委員10名のうち、8名の方々に出席をいただいておりますので、熊本県森林審議会規則第4条に規定する定足数に達しておりますので、本審議会が成立しますことを御報告申し上げます。

続きまして、会議次第3の「会長の選出について」となります。

今回の審議会は、新たに委員の委嘱が行われて、最初の審議会となることから、会長がまだ選出されておられません。

会長につきましては、森林法第71条第1項の規定により、「会長は委員が互選した者をもって充てる」となっておりますが、委員の皆様方、いかがいたしましょうか。

<三原委員>

事務局から提案してもらえませんか。

<森林整備課審議員>

三原委員より、事務局案提示の声がありましたので、事務局からの提案をお願いします。

<森林整備課事務局>

事務局としては、木下委員に会長をお願いできればと考えております。

<各委員>

(拍手) 異議なし

<森林整備課審議員>

委員の皆様の御賛同をいただきましたので、木下委員に会長をお願いします。
それでは、木下会長、前方の会長席へ御移動いただきますようお願いいたします。

ここで、会議次第の4「会長挨拶」を木下会長にお願いしたいと思います。
木下会長よろしくをお願いします。

(木下会長挨拶)

<森林整備課審議員>

ありがとうございました。

続きまして、会議次第5「森林保全部会委員の選任について」でございますが、森林法施行令第7条第1項で、「都道府県知事は、必要と認めるときは、森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる」とされています。

当審議会では、熊本県森林審議会規則第6条で、「森林審議会に森林保全部会を置き、林地開発行為の許可や保安林の指定及び解除、森林病虫害等防除法に基づく基準の策定等について審議する」こととしております。

部会の委員につきましては、森林法施行令第7条第2項の規定により「部会長は、会長が指名する委員をもって充てる」とされており、同施行令第7条第3項の規定により「委員の部会所属は会長が定める」となっておりますので、木下会長に、森林保全部会長及び部会員のご指名をお願いします。

<木下会長>

それでは、森林法施行令第7条第2項及び第3項の規定に基づき、指名させていただきます。

森林保全部会長を、三原委員にお願いします。

続きまして、森林保全部会員ですが、高見委員、井上委員、池田委員、それから本日はご欠席でございますけど、塔村委員にお願いしたいと思います。

各委員につきましては、お忙しいところ恐縮ですが、よろしくをお願いします。

また、森林保全部会長の三原委員には、森林審議会の会長代行を務めていただきたいと思います。委員の皆様よろしいでしょうか。

<各委員>

異議なし

<木下会長>

ありがとうございます。

異議がないようですので、三原委員には森林審議会の会長代行をお願いします。

<森林整備課審議員>

ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

議長については、熊本県森林審議会規則第3条に基づき、会長が務めることとなっておりますので、木下会長に議長をお願いいたします。木下会長よろしくをお願いいたします。

<木下会長>

それでは、議長を務めさせていただきます。

議事の進行につきまして、御協力を賜りますようよろしくお願いします。

まず、議事録署名者2名を選任、指名する必要がありますので、こちらから申し上げますのでよろしくお願いします。

議事録署名者に、池田委員と井上委員をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

それでは、議事に入ります。

本日は、知事からの諮問事項である「緑川地域森林計画（案）及び地域森林計画変更計画（案）」についてご審議いただきます。

事務局から説明願います。

<事務局説明>

緑川地域森林計画（案）及び地域森林計画変更計画（案）（白川・菊池川、球磨川、天草）について、別添資料を基に説明。

（説明者：森林整備課長）

15：45説明終了

<木下会長>

ただ今の説明に対して、御質問、御意見がございましたら、挙手のうえ御発言願います。では、三原委員からお願いします。

<三原委員>

今回の緑川地域森林計画の概要の内容というよりも全体的なことでちょっと教えていただきたいということで、ご質問でございます。まず資料2で民有林の人工造林面積が1,192ヘクタールという数字が示されているかと思えます。以前、私の記憶では大体700とか800で推移してきたものが、1,100ヘクタールぐらいになってきているということで、よく言われるのが皆伐した後なかなか再生林しないと、緑川（地域森林計画書）の本文の中でも、若干記載してございましたが、この1,192ヘクタールというものは皆伐した面積に対して、大

体どのくらいの割合になるのかなあというのが1点。

と、あと1点ですが、花粉症対策ということで緑川地域森林計画或いは他の地区の計画を見ましても、主伐数量が結構増えてくるということですが、それと連動して人工造林の面積も増えてくるという話になってございます。

緑川森林計画の中では、いわゆる花粉症対策という話になって参りますと、花粉の少ないスギを植栽していくということになるかと思えます。花粉の少ないスギを生産していくという記述も入っているので、そうだろうなと思いつつも、なかなか熊本県内においては、花粉の少ないスギ、いわゆる少花粉スギというものの母樹が少ないという話も聞いております。

今後、人工造林を進めていくことにあたっては、通常の苗木以外にも、花粉の少ないスギの増産も当然必要になってこようかと思えます。この計画書の本文の内容というよりも、県の方でお考えの方向性があれば教えていただきたい。以上2点をお尋ねしたい。

<木下会長>

はい。それでは（事務局から説明を）お願いします。

<森林整備課長>

ご質問ありがとうございます。

まず1点目の県の人工造林面積の約1,192ヘクタールが伐採した面積につきましてどれくらいの割合かというご質問だと思いますが、皆伐の面積は、年によって違いますが、全県で2,000ヘクタール前後ということで、伐採の面積に対して、この再造林の面積の割合は4割ぐらいにとどまっているという状況です。

これは決して高い数字とは言えないと我々も評価しております。県では、この伐採面積に対して、最低7割程度は再造林面積を確保するようにしていこうという目標を立てております。そのためには先ほども説明の中で申し上げましたが、やはり人手で頼る部分が多いこの造林の作業について、いかに軽労化していくかが重要になってきます。

機械の導入ですとか、あとは夏場の暑い下刈という作業が一番大変なのですが、これも初期成長が早い苗木を植えることによって、植えてから5、6年やらなければいけないものが、1年ないし2年ぐらいで終わることが出来ますので、そういった品種改良の部分なども含めて、作業の軽労化と、低コスト化ということで対応していく必要あると考え、色々な対策をとりながら進めているところです。

再造林面積の推移については、他の年がないのでわかりにくいのですが、若干上がりつつあるということでご理解いただければと思います。

それからもう一つ、伐採跡地へ植える苗木のお話です。ご指摘の通り、花粉が出ない品種のものを植えていかなければいけないということで、国の林木育種センターなどとも協力しながら、花粉の少ない苗木を生産するための母樹を分けていただいたり、あとは県の中でもそういったものを民間ベースでも増やしていこうということで、苗木の事業者の組合の方にもお願いをして増やしていこうと努めています。

また、県の林業研究研修センターでも、試験研究を行ったり、花粉の少ない苗木の母樹の供給に取り組んでおり、今年、県内の事業者の希望する方に配布を行うといった取り組みをしておりまして、官民連携して花粉の少ない苗木の供給に努めているところでございます。

<三原委員>

はい。ありがとうございました。

<木下会長>

三原委員、よろしいですか。では、次の方。坂本委員。

<坂本委員>

資料2の2ページのところに、スギが第6位、ヒノキが第4位とあるのですが、スギに対しての花粉の対策はお聞きしたのですがヒノキに関しても何か（対策が）あるかっというのをお尋ねしたい。

あと14ページ、地域産材の活用というのがありますが、直近で何かどこかに活用されるとかいう計画があるかをお尋ねしたい。よろしくをお願いします。

<木下会長>

はい。それでは（事務局から説明を）よろしくをお願いします。

<森林整備課長>

ありがとうございます。

まず、ヒノキもやはり花粉を発生していて、ヒノキの花粉症に罹患される方も相当数いらっしゃるのと伺っておりますが、今回は優先順位（の問題）で、国の方では、もうもっぱらスギの花粉をまずは何とかしていこうということで、スギにほぼ集中的に取り組んでいくということになっております。

県の取り組みとしましては、先ほど三原委員のご質問にあった通りスギに関しては苗木の供給ということではかなり取り組みが進んでおります。

一方、ヒノキに関してこれまでそういった花粉の少ない苗木の生産に関する取り組みは、県としてはあまり取り組んでこなかったところです。

ただ、今般、県の方でも、そういった花粉の少ないヒノキの苗木を生産するための採穂園を県の試験林の中で設定して、これから少し時間がかかるとは思いますけども、ヒノキでも花粉の少ない品種を供給していくことができるよう取り組みを始めたところでございます。

<林業振興課長>

林業振興課でございます。今、委員からお尋ねありました地域産材の活用で緑川流域での計画があるかということについては、今のところ私の方でまだ把握していないのですが、他の地域、例えば水俣芦北地域でいいますと、芦北町で町営住宅の建設が予定されておりました、そこに地域産材を使いたいということで今、当課にも相談が来ているという状況でございます。

このほか、ここにありますように空港にも使われておりますし、それから災害公営住宅にも県産材が使われております。以上です。

<森林整備課長>

すいません。1点、説明に関して補足をさせていただきます。

この資料2の14ページも、参考と書かせていただいております。なぜ、参考とつけてい

るかと言いますと、あくまでこの全国森林計画、地域森林計画というのが、森林の資源をどうしていくかということの計画なので、木材をどう使うかというところはターゲットとしておらず、また別の法律に基づく計画がございますので、そちらの方にに基づき取り組んでいます。

ただ、やっぱり、伐るばかりでそれを使うというところがないと、木材の価格もさらに下がってしまったりすることから木材の需要拡大も非常に重要な視点の一つなので参考という形で、県産材の活用についてもご紹介をさせていただきました。

この点につきましては今日ご欠席されている塔村委員の方からも、事前にご説明をした時に、そのようなご指摘をいただいたところであり、今のような説明をさせていただいたところです。

<坂本委員>

ありがとうございました。

<木下会長>

はい。他には何か。高見委員へマイクをお願いします。

<高見委員>

すいません。高見です。ありがとうございました。

私も教えていただきたいことが二つぐらいございまして。まず。先ほど三原委員も言われたことなのですが、主伐をした後にどういったものを植えるかで、ここにもちろん花粉の少ない苗木とか書いてありますが、広葉樹の導入と書いてありまして、この私たち木材の流通（の側）からいくと、この広葉樹ってなかなか流通がないから、なぜこの広葉樹の導入になるのかということを知りたい。

あと、この林業に対して「女性の活躍の場とか、外国人材の適正な受け入れ等に努める。」とは具体的にこれに対してどういったことをされるのか、何かもしあれば、教えていただきたい。

それから、主伐で（木を）伐ったあとにそれを活用するお話も出てきましたけれども、外国に輸出をなさっている業者さんも結構いらっしゃると聞いているのですが、それがなかなか外国に出すという、そのラッピングが難しいという話を聞いていて、そういったところも、もし何かありましたら教えていただきたいなと思います。以上です。

<木下会長>

はい。それでは（事務局から説明を）よろしくをお願いします。

<森林整備課長>

スギを伐ったあと植える樹種について、何を植えるかというところにつきましては、補助なども使っていただきながら、基本的には森林所有者さんの意向で決められるところがあります。

植樹活動やイベントなどでは結構広葉樹も植えられていますが、林業をする時には、やはり広葉樹ですと、製材できる大きさになるまで、スギやヒノキ以上に長時間かかってしまうということもあって、経済行為として考えると、広葉樹よりも針葉樹を植えるということに

なりやすいと思われます。

もちろん、別の目的で、しいたけのほだ木を生産したいということで九州は土地としてやっぱりクヌギを植えることが多く、クヌギのように広葉樹でも人工林はもちろんあるのですが、一般的には今のところ、建築材料として一般的に使われているスギとかヒノキを植えるという流れに進みやすいのかなと考えております。

その中では先ほどご紹介しましたが、県としても、センダンというような広葉樹の中でも早く育つという特徴を持ったものがございます。そういったものと、一代で2サイクル3サイクル収穫できますし、家具用材などの輸入に頼っているようなところにも対応できるということで、県としても、うまく育てるのはどういうふうによればいいのかということを含めながら、今、普及に向けて取り組んでいるところでございます。

女性の活躍というところでいきますと、特に木を伐採する方につきましては、林業機械の導入が進んでいるということもあり、結構若い方や女性の方でも入ってきやすい環境が整いつつあるのかなと思っています。

今日も（ご出席されている）野中委員は、まさに現場で、日々活動されておりますし、こういったところに対して、やっぱり横の繋がりを作っていくということもすごく重要だと考えています。各地域で林業研究グループというような、女性に限らず、若い人なども含めてだと思のですが、地域で林業を営む方達が研究や勉強をするグループがございまして、こういった活動に対して支援を行っております。

あとは、林業女子会というような全国各地で取り組まれ、森林林業白書にでも取り上げられている取り組みがあるのですが、熊本でも最近、当課の職員が中心になって立ち上げて、女性ならではの悩みや課題を気軽に話し合えるような場所も、いろいろと出来つつあるのかなというふう考えているところでございます。

<林業振興課長>

はい。林業振興課でございます。先ほど委員からお尋ねありました資料3の8ページの女性の活躍や外国人の促進の受け入れということで、外国人材の受け入れにつきましては、林業につきましては技能実習生制度では1号の中の範疇になります。ですから、1年間しか作業従事できないということで、これを2号の適用になるようにということで、全国森林組合連合会の方が中心となって公的機関による技能の評価を行えるようなものを制度として立上げようと、今取り組んでおられます。それが制度として国に認められますと2号を適用できるようになりますから3年間の作業ができるようになるということで、そういった制度を活用しながら、外国人材の活用についても、本県としても取り組んでいきたいと思っております。

木材の輸出につきましては、現在中国を中心に、ほとんど丸太の状態では輸出しております。年間33億円を超えて、木材の輸出は進んでおりますが、いかんせん為替の問題もありますし、それから輸送の船の問題もあるものですから、我々のハンドリングできる部分については、なかなか難しいところがありますが、一般的に商社の方々は、熊本県内の木材を全部を取りまとめて今、八代港から、中国、韓国、台湾、それからアメリカの方にも、製材品も輸出している状況でございます。

今のところ輸出の方については右肩上がりで伸びているという状況です。

<木下会長>

はい。高見委員よろしいですか。

<高見委員>

はい。

<木下会長>

すいません、他にございましたら。野中委員どうぞ。

<野中委員>

野中です。私も教えていただきたいことがあります。天然更新についてもうちょっと詳しく教えていただきたいです。天然更新と言われると、伐った後の方は何もしないというイメージがすごく強いので、具体的に、天然更新をしても良い条件というか、先ほど種が飛んできてなどと言われたのですが、他の条件を教えていただければなと思います。

<木下会長>

事務局の説明をお願いします。

<森林整備課長>

ありがとうございます。更新について、場所によっては、例えば、保安林などの必ず植栽しなければいけないというような法律の規制がかかったところもあるのですが、そのような規制がかかってないところについて説明します。

基本的にまず伐る前にまず伐採届において人工造林するか天然更新するかということを選択していただいて、伐った後に人工造林するということであれば、伐った後2年以内に植えつけをしなければいけないということになっており、それは届け出を受理した市町村が管理監督することになっており、2年経っても何もされてない状態でしたら、指導を行うというような仕組みになっております。

一方の天然更新につきましては、これは自然の力にゆだねられるところもございますので、もう少し長い猶予期間がありまして、伐った後5年以内に公益的機能を発揮するような一定の高さがあるような樹種がヘクタール当たり何本ぐらい生えてきてというような、条件を達成していれば、天然更新が完了したことになりますし、完了していなければ、また先ほどの人工造林と同じように市町村から、更新を図るよう指導していくという形になっております。

<木下会長>

はい、野中委員どうぞ。

<野中委員>

そうしたら5年後に必ず調査が入って、天然更新でこのままの状態であれば全部確認されていくということによろしいですか。

<森林整備課長>

はい。制度上そうっております。

<野中委員>

ありがとうございました。わかりました。

<木下委員>

はい。よろしいですか。はい。他にいろいろありませんか。森本委員。

<森本委員>

建築士会より森本です。資料2の13ページにあります。木材の流通加工というところで質問させていただきます。私、建設業ですので、こういったところに興味がございますが、こちらの計画の方ではチップ工場が5工場ということで、バイオマス発電にも使われているとお話をいただきましたが、私どもの会社の方にも、バイオマス発電の事業者それから投資家の方から熊本県や福岡県内の計画をご相談いただいております。

全国的に言いましても、秋田、宮城とか、岩手の方は、15年度比でもバイオマス発電容量が、もう3倍とか7倍とか9倍といったレベルで増えてきているところです。

この発電料金は、電気価格にかかってくるのですが、整備をされた森林からすると1キロワット当たり30数円とか、言われますけれども、整備をされてないところからのこういったチップではなく、例えば森林所有者さんからの端材を利用すれば供給価格が下げられるそうです。これに関しては市、県など行政の方からの協力がとても大切だと思いますが、全国でもその東北の県の方では、こういった計画の方に盛り込まれていると思います。熊本県の取り組みの中で、こうした“行政のてこ入れ”的なところは他になさっているのかなという質問です。

<林業振興課長>

はい。林業振興課でございます。今、県内でバイオマス発電を行っているところが7ヶ所ございますけれども、施設整備につきましては基本的に経産省の補助事業とか、林野庁もありますけれども、施設整備についてはそういった国の補助事業を活用して支援しているのが1点とそれから、このバイオマスの対象となります木材の調達につきましては、必ず県の林業振興課の方に計画を提出していただいて、材料調達ができるかどうか、その精査をするようにということで資源エネルギー庁のガイドラインで示されておりますので、その点については我々もしっかり（情報）収集しながら、実際この計画通りにバイオマス発電が稼働できるかどうかについては、我々の方でそういった調査をさせていただきながら、注視していくというような状況でございます。

<木下会長>

森本委員よろしいでしょうか。他には。

<池田委員>

九州森林管理局の池田でございます。私ども国有林の方の計画も同じように、策定しておりますので、全般的な全森計画の方向性を反映した内容に、今回県の方の計画もなっておりますので、全体的によろしいのではないかなというふうに考えてございます。

その上で1点だけ、ちょっとこれ修正したほうがいいのかということ、意見を述べさせていただきます。

資料の3で計画の評価というものの中で、5ページになりますけれども。造林の実行率が4割となったということで、その要因について記載がございますけれども、ここは森林整備課長の方から口頭でご説明もありましたので、造林が減った主な要因は主伐が減ったからということもお書きになった方がいいのかなと思ったのですが。

そこが主な要因であって、その中で特に人工造林が減っているのは、再造林も減っているという、その点だと思います。知らない方がご覧になると誤解を生じるかもしれないと思いますので、そこはちょっと書き方の工夫があってもいいのかなと思います。以上です。

<木下会長>

事務局、どうでしょうか。

<森林整備課長>

はい。ありがとうございます。前提をしっかりと整理しないと誤解を与えかねないと思いますので、ご指摘踏まえて検討させていただきたいと思います。

<木下会長>

他にご意見をどうぞ。井上委員、お願いします。

<井上委員>

はい。(日本政策金融)公庫の井上でございます。意見ではなくて、まず感想ということになりますけれども、ポイントだけこういう話をしているのかちょっとわかりませんが、国の方では花粉対策もあって、伐採とか再造林を増やす計画ですとか、緑川(地域森林計画)の方もこれに準じた形になっているかと思えます。一方でご説明いただきました実績の方はいろんな課題があって、なかなか計画どおりの水準まではいってない。こういう事情があるということでごさいます、このギャップをどうやって解消していくのかというのがやっぱり非常に大事なのかなというふうに感じました。それが感想ということなのですけれども。

それを踏まえて二つほどご質問させていただければと思います。

再造林が進まない理由の一つとして、事業者さんから聞く話として苗木の不足みたいなこともちらほら聞こえてくるのですが。その苗木の需給バランスみたいなものがどんな状況になっているのかというのを教えていただければというのが一つあります。

2点目が、資料の中の、資料2の緑川のところで、10ページになりますが、造林面積で令和元年から令和4年にかけて、かなり右肩上がりが増えてきている。約2倍、面積はそんなに大きくないのかもしれませんが、増えてきているとあるので、この辺の何か、背景事情みたいなものが何かあるのであれば、教えていただければということでございます。

<木下会長>

はい。(事務局)お願いします。

<森林整備課長>

ありがとうございます。苗木の生産のまず現場の事情から言いますと、苗木は最低でも1年近くかけて準備が必要なので、事業者の方々と供給者の方々が集まるような、需給の調整の会議というのを県主催で開いて、苗木の過不足が出ないように調整するという努力をしています。

るところでございます。

各業者がどれぐらい苗木を作っているかという調査もしておりますが、再造林面積に対してどれぐらい苗木が必要かという机上での計算からすると、十分足る水準の苗木が生産されているのではないかと考えています。

ただ、それが実際に苗木の売り買いの注文のやりとりの中ではなかなか、地域によってはうまくマッチングすることができなかつたりすることなどが部分的にはあるのかもしれませんが。引き続き業者さんの声を聞きながら、特に、今後花粉対策により苗木の需要も高まってくると思いますので、しっかりニーズにこたえるようにしたいと思っております。

一方で、県としましては、コスト削減の一環ということで、ヘクタール当たりの植える本数も少し減らしていったらどうかというようなことも試みておりますので、そういった取り組みをしながら、あとは事業者さんに対しても、新しいニーズを踏まえながら増産に取り組んでいただきながら、苗木の不足がないように、しっかり取り組んでいきたいなというふうに考えているところでございます。

もう一つ、10 ページの造林面積がここ数年で伸びているということにつきましては、先ほど野中委員のご質問に対する説明でも触れましたように、伐採してから植えるまでの猶予期間が関係していると思われまます。

加えて県の予算でも再造林の強化ということに、ここ数年間、特に力を入れて取り組んできておりますし、市町村の方でいろいろと森林環境譲与税など新しい財源も使いながら、取り組みを進めていただいている効果が表れているものと考えます。

<木下会長>

はい。井上委員。

<井上委員>

そうしますとこれは何か緑川の独自の動き方というよりも、やっぱり全県的に見てもこういう動き方をしているという理解でいいのですかね。

<森林整備課長>

はい。冒頭三原委員の方からもご指摘があり、経年変化が緑川計画分しかないののでわかりにくいのですが、再造林の面積は今までは大体 700~800 ヘクタールだったところが、1,000 ヘクタール以上に増えてきているという状況にあります。

<木下会長>

井上委員よろしいでしょうか。

<井上委員>

はい。ありがとうございました。

<木下会長>

他に何かご質問等ございませんでしょうか。よろしいですかね。

それでは他にご意見もないようでございますので、先ほど、池田委員さんの方から資料3の造林等については若干修正すべきではないかというご意見を賜りましたので、それについ

では事務局の方に検討したいというようなご意見でございましたので、そこを修正すべきところにつきましては、そういう意見を付して答申することに決定したいと思いますけれどもよろしいでしょうか、委員の皆さん。

(異議なし)

それでは、今、事務局より説明をいただきました緑川地域の森林計画案及び地域森林計画変更計画案につきましては、一部修正ということを踏まえまして原案の通りでいいという旨答申することとしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

また答申の具体的文言の修正の方、つきましては会長である私に一任をしていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

それでは、ご審議いただきました緑川地域の森林計画案及び地域森林計画変更の計画案につきましては、今後農林水産大臣への協議が必要とのこととさせていただきます。協議の結果によりましては若干修正がされることも考えられますので、その場合におきましても事務局において修正箇所を明らかにして、資料作成いただいて各委員へ文書等による報告をしていただくようにお願いします。

諮問事項については以上としまして、2の報告事項について進めさせていただきたいと思っております。

それでは報告事項につきましては森林保全部会の審議結果を報告していただきます。森林保全部会長の三原委員からご報告をお願いいたします。

<三原委員>

『森林審議会（森林保全部会）の知事への答申結果』について、別添資料を基に説明。

<木下会長>

はい。ありがとうございます。ただいまの報告の通りに、森林保全部会における審議の結果、許可が適当であるとの報告がありましたので、知事に対してその旨の答申を行ったところであります。

ただいまの報告に対してご質問、ご意見等がございましたら挙手の上ご発言をお願いいたします。何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。はい。特に意見もないようでございますので、ここで質疑を終わりたいと思っております。

予定されておりました議題は以上となりますが、せつかくの機会でございますので委員の皆様から何かございましたら、お話をいただければというふうに思っております。

何かございませんでしょうか。よろしいですかね。

はい。それでは以上で議事を終了したいと思います。議事進行にご協力いただきまして大変ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

<森林整備課審議員>

木下会長ありがとうございます。委員の皆様には長時間にわたり、熱心にご審議いただ

き、また、貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございます。
以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。

16：30終了